

## EU における会社法改革の行動計画

2003年5月21日、EU委員会は、「欧州連合における会社法の現代化とコーポレート・ガバナンスの向上 –前進のための計画–」と題する文書を発表した。これは、EUが域内企業の競争力強化を狙いとして進めている会社法制度改革において、取り組むべき課題を具体的に明らかにした行動計画である。今後、この計画に盛り込まれた立法等の作業が進展することで、欧州企業を取り巻く制度的な環境は大きく変化することになる。

### 1. 行動計画の背景

#### 1) EUによる会社法制度統一の二つの流れ

域内の経済統合、市場統合を進めるEUにとって、各国ごとに異なる会社法制度の統一、あるいは調和を図ることは、欧州経済共同体（EEC）を創設した1957年のローマ条約調印以来、重要な課題の一つとなってきた。この問題に関して、EUは、二つの異なるアプローチを同時並行的にとってきた。第一は、欧州統一会社法を制定し、域内どこでも同じ法形式に則った会社の設立を可能にすることである。第二は、各国国内法の調和を進めるための会社法指令の採択である。

##### （1）欧州会社法の制定

欧州統一会社法を制定するというアイデアは、1959年にロッテルダム大学のサンダース教授によって最初に提起されたものとされ、1970年には欧州委員会が「欧州会社法（Statute for a European company）」規則案を提出した<sup>1</sup>。規則案は、その後様々な変遷を経て、2001年10月、従業員の経営参加に関する指令と併せて採択された<sup>2</sup>。なお、規則とは異なり、指令とは異なり、構成国による国内法化手続きを経ることなく、直接適用される法形式である。欧州会社法規則は、同時に採択された指令の国内法化期限である2004年10月8日に施行されることになっている。

採択された規則に基づいて設立される会社はSE（Societas Europaea 欧州会社を意味するラテン語）と呼ばれ、本社を置く構成国の国内法に基づく公開会社（public company）とみ

<sup>1</sup> Vanessa Edwards, “The European Company –Essential Tool or Eviscerated Dream?” *Common Market Law Review*, Vol.40, 2003, pp.443-464. なお、欧州会社法に関する最近の邦語文献として、上田廣美「ヨーロッパ会社法と従業員の経営参加に関する最新動向」『国際商事法務』2001年5月号、6月号がある。

<sup>2</sup> Regulation (EC) No. 2157/2001, OJ 2001, L294/1, Directive 2001/86/EC, OJ 2001, L294/22.

なされる。SEは、次の四つの方法のいずれかで設立される。

- ① 異なる構成国の法に基づいて設立された二つ以上の公開会社同士の合併。
- ② 異なる構成国の法に基づいて設立された二つ以上の会社（閉鎖会社でも可）を子会社とする持株会社の設立。
- ③ 異なる構成国の法に基づいて設立された二つ以上の会社（閉鎖会社でも可）による共同出資会社の設立。
- ④ 二年前から他の構成国に子会社を有してきた公開会社による組織変更。

ここで注意を要するのは、各国法に基づく通常の会社のように、自然人によるSEの設立は想定されていないということである。自然人による会社の新規設立は、あくまで各国国内法によるものとされている。従って、欧州会社法規則が施行された後も、各国国内法に準拠した会社の設立は続き、EU域内の会社の全て（あるいは多く）がSEとなるといった事態は想定し得ない。

各国国内法の違いを尊重する考え方は、欧州会社法規則の実体的な規定にも表われている。例えば、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の仕組みについては、ドイツ法やフランスの新会社法に基づく会社のように執行機関（取締役会）と監督機関（監査役会）の兼任を禁じる二層構造と英国法やフランスの旧会社法に基づく会社のような単層構造のいずれをも定款によって選択できるとされている。また、審議の過程で大きな争点となった、ドイツ型の従業員による経営参加制度についても、原則として従業員の経営参加に関する従業員と経営者の間の取り決めがない限りSEとしての登記を認めないとしながらも、合併によって設立される場合であって、当事者となる会社のいずれもが従業員の経営参加を制度化していない場合には経営参加制度を新たに設ける必要はないとするなど、柔軟な制度をとっている。

こうした柔軟な規定を設けたことは、最初の提案から30年以上経った規則案の円滑な採択に大いに役立ったが、その半面、幅広い選択肢を設けるなど既存の国内法に配慮しすぎており、雇用、税制、年金、競争法、知的財産権法など国境を越えた企業活動に影響を与える重要な分野が手付かずのまま残されており、本来の目的である域内における制度の統一化を進めるという面での効果が小さくなったとの批判もある<sup>3</sup>。

## （2）会社法指令の採択

1968年に採択された第一次会社法指令を皮切りに、多数の指令が採択されてきたほか、株式公開買付（TOB）に関する指令案が現在審議中である（図表1）。このほか、過去に提案され、未採択のままとなっている指令案も少なくない。

---

<sup>3</sup> Edwards, op. cit., p.463.

図表 1 会社法統一に関する指令と審議中の指令案

指令及び指令案の名称、番号	採択年月	主要な内容
第一次指令 (68/151/EEC)	1968年 3月	対象会社の定義、定款等の開示義務を規定
第二次指令 (77/91/EEC)	1976年 12月	主に債権者保護を狙いとして資本維持を規定
第三次指令 (78/855/EEC)	1978年 10月	公開株式会社の合併について規定
第四次指令 (78/660/EEC)	1978年 7月	年次報告書で用いられる会計基準について規定
第六次指令 (82/891/EEC)	1982年 12月	公開株式会社の会社分割について規定
第七次指令 (83/349/EEC)	1983年 6月	連結決算の会計基準について規定
第八次指令 (84/253/EEC)	1984年 4月	会計書類の監査人の資格について規定
第十一次指令 (89/666/EEC)	1989年 12月	域内他国の支店に関する情報開示について規定
第十二次指令 (89/667/EEC)	1989年 12月	一人会社について規定
第一次指令の改正指令	2003年 6月	会社の開示書類の電子化について規定
第十三次指令案	未採択	2002年提案、株式公開買付に関して規定

(出所) EU 資料より野村総合研究所作成

会社法統一を進めるための指令の整備は、1992年末までに人、物、サービスの自由移動が保障される「域内市場」の確立をめざす包括的な立法プログラムが策定された1980年代後半まで精力的に進められたが、その後、停滞していた。

しかし、1999年のユーロ導入を機に、EU委員会は、「金融サービス・アクション・プラン」を策定(1999年5月)するなど、経済、市場統合を再び加速化させようとする姿勢を強めている<sup>4</sup>。2004年5月に、東欧諸国の加盟によるEU拡大が予定されていることも、既存の加盟国による統合を深化させようとする要因となっている。経済、市場統合の加速化を狙いとするのは、経済がグローバル化する中で、EU企業の国際競争力を向上させることであり、会社法制度の改革は、2005年に予定される国際会計基準の採用、企業の社会的責任を強化するための制度整備などと並んで重要な位置づけを与えられることになった。

2001年9月には、エラスムス大学のヤープ・ウィンター教授を議長とする「会社法専門家の上級グループ」が設置され、翌年11月、「欧州における会社法規制の現代的枠組み」と題する報告書を提出した<sup>5</sup>。今回発表された「会社法改革のための行動計画」は、この上級グループの報告書に基づき、今後の法令整備に関する具体的な計画を明らかにしたものである。

## 2. 行動計画の内容

今回発表された行動計画は、①株主の権利と第三者に対する保護の強化、②企業の効率

<sup>4</sup> 大崎貞和「EUにおけるディスクロージャー制度統一の動き ―継続開示義務の統一に関する指令案を中心に―」『資本市場クォーターリー』2003年夏号参照。

<sup>5</sup> Report of the High Level Group of Company Law Experts on A Modern Regulatory Framework for Company Law in Europe, 4 November 2002.

性と競争力の向上、の二つを主たる狙いとしながら、短期（2005年まで）、中期（2008年まで）、長期（2009年以降）に分けて、①コーポレート・ガバナンス、②資本の維持と変更、③企業集団、④企業のリストラクチャリング、⑤閉鎖会社、⑥協同組合等、⑦透明性の向上、のそれぞれの分野について、各期間に解決すべき課題を整理したものである（レポート末尾の図表2参照）。以下では、行動計画の内容を分野ごとに概観する。

## 1) コーポレート・ガバナンス

行動計画では、コーポレート・ガバナンスをめぐって、①統一的な規約（code）制定の必要性の有無、②情報開示の強化、③株主権の強化、④取締役会の改革、⑤各国間の調整、の五つの問題が検討課題として取り上げられている。

### （1）統一的な規約をめぐる検討

欧州におけるコーポレート・ガバナンスのあり方を規定する規範には、各国の会社法に加えて、経済団体、証券取引所等が自主的に採択した様々な勧告や基準がある。EU委員会は、これらを規約（code）と総称しており、2002年3月、各国の規約40余りの内容に関する調査の結果を公表した<sup>6</sup>。EU委員会は、この調査結果を踏まえ、コーポレート・ガバナンスに関する各国間の相違は、もっぱら会社法や証券市場規制の違いに由来し、各国の規約の内容は意外なほど似ており、EUレベルの統一的な規約を採択する必要はないと結論付けた。

発行会社の立場からみても、多数の規約が存在することは大きな障害になっていないという。それは、規約の内容がそれほど大きく異なっていない上、仮に異なる内容が規約に盛り込まれていても、強制力を有する規範ではなく、「遵守か説明か（comply or explain）」の原則に従って、規約の内容と会社の実態の相違点や理由を開示するだけで足りるためであるとされる。

更に、EUレベルで新たな規約を採択しても、①各国の会社法が大きく異なる以上、投資家にとってコーポレート・ガバナンスに関する十分な情報提供の役目を果たさないこと、②統一規約そのものが抽象的な原則に留まるか、多くの例外や選択肢を認めるものにならざるを得ないこと、といった問題点が多いとしている。

もっとも、EU委員会は、統一的な規約を採択しないからと言って、欧州におけるコーポレート・ガバナンスの向上をめぐって、EUの果たすべき積極的な役割がないわけではないとしている。例えば、EUレベルで、いくつかの必要不可欠なルールに関する共通の基盤を採択（恐らくは指令として）することで、国ごとに異なる規約の内容の調和化を図る可能性もあると指摘している。

<sup>6</sup> Comparative Study of Corporate Governance Codes Relevant to the European Union and Its Member States, January 2002.

## (2) 情報開示の強化

EU 委員会は、コーポレート・ガバナンスをめぐる組織構造や実践内容についての主要な情報を年次報告書の中で開示させるべきだとしている。情報開示の強化を迫る市場の圧力を高めるためにも、このための指令案の作成は、2005 年までに実施されるべき短期的な目標であるとされる。コーポレート・ガバナンスをめぐる開示内容に盛り込まれるべきとされるのは、次のような情報である。

- 株主総会の運営と主要な権限、株主権に関する説明とその行使方法
- 取締役会及び委員会の構成と運営（内部統制に関する情報を含む）
- 主要株主、及び主要株主の権利や会社との協定内容
- 主要株主と会社のその他の直接、間接の関係
- 主要株主以外の関係者との重要な取引
- リスク・マネジメントの仕組みに関する説明
- 所在国におけるコーポレート・ガバナンスに関する規約への言及と規約の規定に従っていない場合にはそのことの説明

一方、EU 委員会は、2006 年から 2008 年にかけて達成されるべき中期的な目標として、機関投資家に対して投資方針や議決権行使方針の開示を義務づけること、運用委託者や受益者から要請があった場合に個別の議決権行使状況について開示することを義務づけること、などを狙いとする法令策定が必要であるとしている。

## (3) 株主権の強化

EU 域内における国境を越えた株主権の行使を円滑化するためには、インターネットを通じた株主総会招集通知の送付や議決権行使を可能にするといった対応が必要とされる。

この点については、2003 年 3 月に公表された上場企業の継続開示義務の統一に関する指令案にも、とりわけ株主への情報提供をめぐる規定が盛り込まれている<sup>7</sup>。現在の指令案では、インターネットなどの電子的手段による情報提供をめぐることは、構成国に対して、上場企業が電子的手段を提供することを可能にする義務が課せられているのみに留まる。EU 委員会は、中期的には、上場企業が電子的手段を活用する義務を課すといった更なる対応が求められる可能性もあるとしている。

一方、議決権など株主権の行使についても、電子的手段の活用を可能にするための指令の採択が必要とされ、この点は短期的に達成されるべき目標とされている。EU 委員会は、更に、中長期的な課題として、一株一議決権の原則を徹底して株主民主主義を確立することが重要であるとしている<sup>8</sup>。もっとも、この点については、各国における現行の規約が、柔軟な姿勢を示していることもあり、慎重な検討が必要であるとしている。

<sup>7</sup> 同指令案の内容については、注 4 前掲大崎論文参照。

<sup>8</sup> 欧州では、複数議決権株式や一定の拒否権を与える黄金株 (golden share) などの制度が珍しくない。

#### (4) 取締役会の改革

EU 委員会は、コーポレート・ガバナンスの要とも言える取締役会の構成や指名方法について、次のような指摘を行っている。

- 取締役報酬の決定、会計監査に対する監督など、経営陣と株主との間に明白な利益相反が存在する重要な分野については、独立性の強い非常勤取締役や監査役会メンバーが決定権を独占すべきである。
- 取締役候補を指名する機関は、会社の直面する課題や社内の人材を熟知している常勤取締役が主要なメンバーとなるべきである。同時に、非常勤取締役も候補選定の過程に関与することが必要である。また、取締役の再任決定のように、利益相反の生じ得る場合については、何らかの問題回避措置を講じる必要がある。

EU 委員会は、こうした要請を「遵守か説明か (comply or explain)」の原則の下で規範化するとともに、取締役の独立性に関する最低限の基準を EU レベルで統一すべきだとしている。その際、非常勤取締役（あるいは監査役）が積極的な役割を果たし得るという観点から、兼任数の制限や会社間で互いに取締役を選任し合うことの制限などが検討されるべきだとしている。

そして、具体的な措置として、市場に対する信認回復のため勧告を採択することが短期的目標として掲げられている。この勧告には、指名、報酬、監査の三委員会の創設、構成員、役割に関する最低限の基準が盛り込まれることになる。他方、域内の全ての上場会社が単層構造と二層構造の取締役会構造のいずれかを選択できるようにすべきだという会社法専門家の上級グループによる勧告については、更なる検討を深めた上で、中期的な課題として解決を図るとしている。

取締役の報酬について、EU 委員会は、株主が報酬額と会社のパフォーマンスの関係を報酬決定の前後いずれにおいても監視できるようにすべきだとしている。また、株価連動報酬に関する決定権は、株主に与えられるべきだとする。そのために必要な仕組みは、次の四点から構成される。

- ① 年次報告における報酬方針の開示
- ② 年次報告における取締役個人の報酬に関する詳細の開示
- ③ 取締役が参加する株式保有プラン、ストック・オプションに対する株主の事前承認
- ④ 年次報告における株式保有プランやストック・オプションに伴うコストの開示

EU 委員会は、上の仕組みを定着させるための勧告を早期に採択するとしており、その施行状況を見極めた上で、更に法令採択が必要であれば、中期的な課題として処理するとしている。

取締役の責任という点については、財務報告の内容や主要な非財務情報に関する取締役会メンバーの集団的な責任を確立するとしている。これは短期的な目標とされる。更に、中期的には、専門家グループの勧告に盛り込まれた、株主による特別調査権の確立、不正な取引に対する取締役個人の責任追及、EU レベルで取締役たる資格を剥奪する制裁の導入、

といった構想を検討していくとしている。

### (5) 各国間の調整

コーポレート・ガバナンスをめぐる制度改革を進めていく上では、EU 構成国間の協力や調整が重要である。EU 委員会は、こうした調整は、構成国の自発的意思に基づき、市場参加者の協力を得ながら進められるべきだとしている。

EU 委員会は、先に触れた各国の規約に関する実態調査の結果から、コーポレート・ガバナンスをめぐる各国の規範がかなりの程度まで統一されているとの認識を示しつつも、多くの国で新たな政策的対応が検討されていることや新たに 10 カ国が EU に加わることを考えれば、現状は急速に変化する可能性があるとしている。このため、委員会は、自らが主催し、各国の代表や CESR（欧州証券監督者委員会）を含む規制・監督機関の代表、欧州議会議員などが参加する「欧州コーポレート・ガバナンス・フォーラム」の開催を提唱している。

## 2) 資本の維持と変更

EU は、1976 年に最低資本金規制の統一などを定めた第二次会社法指令を採択している。しかし、最低資本金規制という方法に対しては、資本金額は会社の支払い能力を示す指標とはならず、債権者保護等の観点から意味がない不必要な規制であるとの批判が強い。

この点については、会社法に関する SLIM（Simpler Legislation for Internal Market、域内市場のための法令簡素化）グループが 1999 年に出した報告書の中で、現物出資手続きの簡素化、無額面株式の導入、自己株式取得手続きの簡素化等からなる提言をまとめており、その内容は、専門家グループによっても概ね承認されている。EU 委員会は、こうした状況に鑑み、第二次指令の改正を短期的な目標として掲げている。また、当座の改正以降の目標として、支払能力に応じた配当規制を課すといった新たな仕組みを検討することも必要だとしている。

## 3) 企業集団

EU 委員会は、1984 年 12 月、企業グループ規制を狙いとした第九次会社法指令案を作成したが、構成国の支持が得られず、正式な提案にすら至らなかった。今回の行動計画では、かつての指令案を復活させる必要はないとしながら、次の三つの施策を提案している。

- 企業集団の構造と所属企業間に関する情報開示の強化（既に法令整備が進められているが、親会社が非公開会社の場合もカバーするよう措置を講じる必要）。
- 企業集団の経営方針明確化などを可能にするための法令の採択（中期的目標）。
- 重層的な持株会社構造を利用する、いわゆる「企業ピラミッド」の規制に関して CESR

による意見を求める。

#### 4) 企業のリストラクチャリング

市場の統合が進展するとともに、域内における国境を越えた合併や本社の移転といった企業行動に対応する法令整備の必要性が増大している。EU 委員会は、1985年1月に提出された国境を超えた合併に関する第十次会社法指令案の内容を見直して再提出するとともに、本社の移転に関する第十四次会社法指令案を新たに起草することを短期的な目標として掲げている。

また、専門家グループは、公開会社の合併に関する第三次指令と会社分割に関する第六次指令の規定に適用除外を設けることや交付金合併 (cash out merger) 制度を導入することなどを勧告している。EU 委員会は、この点についても、必要な立法措置をとるとしており、とりわけ、交付金合併制度の導入は、短期的な目標として掲げられている第二次会社法指令の見直しの中で実現するとしている。

#### 5) 閉鎖会社

会社法専門家グループは、2001年10月に採択された欧州会社法規則（その内容については既述）は、中小企業のニーズには合致しておらず、EU レベルでの新たな組織形態である「欧州閉鎖会社」 (European Private Company: EPC) の導入が望まれるとした。EU 委員会は、この提言を受け入れ、まず国境を越えた合併に関する第十次会社法指令の改正を行うとともに、EPC 規則の起草へ向けた検討を開始するとしている。まず、各国における中小企業をめぐる法律、税制、社会政策の仕組みに関する実態調査が行われる予定である。

#### 6) 協同組合等

2002年の欧州理事会において、欧州協同組合 (Societas Cooperativa Europaea: SCE) に関する規則の基本方針が採択された。現在、それに基づいて、EU レベルでの組合 (European Association) や相互会社 (European Mutual Society) に関する制度のあり方が検討されている。EU 委員会は、それらの立法作業に協力するとともに、欧州財団 (European Foundation) に関する規則案の作成へ向けての作業を中期的目標として進めるとしている。

#### 7) 透明性の向上

有限責任原則に基づく全ての法人に関する透明性の向上は、公正な競争を確保するとともに、会社法制度が詐欺、テロリズム、犯罪等に利用されることを防ぐ上でも、重要な課



題である。EU 委員会は、この点を認識し、中期的な課題として必要な措置を講じるとしている。

### 3. おわりに

提案以来 30 年以上を経た欧州会社法規則の採択に続いて、2009 年までを展望した会社法改革の行動計画が示されたことで、EU による会社法制統一、調和化の試みは新たな段階に入った。この動きは、1999 年以降進められている金融サービスに関する行動計画（FSAP）に基づく資本市場法制の改革とともに、欧州企業を取り巻く法的環境を大きく変化させるものである。

EU は、1980 年代半ばのスペイン、ポルトガルを迎え入れた「拡大 EC」以降、新たな構成国を迎え入れる「拡大」と統合を進める分野を広げ、統合の度合いを深める「深化」を同時に進行させるという発展戦略をとってきた。その背景には、拡大による構成国数の増加が、ともすれば統合レベルの現状維持や後退につながりかねないという危機意識がある。2004 年 5 月の 15 カ国から 25 カ国への拡大は、EU にとっての大きな挑戦であり、その拡大を間近に控えた現在、域内市場統合を強化しようとする会社法制や資本市場法制に係わる立法作業が精力的に進められていることは、決して偶然ではない。

FSAP と今回の行動計画の内容が着実に実行されることによって、欧州の資本市場は、その一体性を更に増すことになる。このことは、わが国の金融機関の経営戦略、日本経済の今後の動向にも様々な影響を及ぼすものと考えられる。また、欧州における会社法制、資本市場法制改革の個別の内容は、わが国の法制度を考える上でも大いに示唆に富んでいる。それだけに、EU の今後の動向が注目される。

図表 2 行動計画が掲げる課題とその対応

短期的な課題（2003 年～2005 年）		
分野	課題の内容	望ましい対応
コーポレート・ガバナンス	コーポレート・ガバナンスをめぐる情報開示の強化（主要な非財務情報に関する取締役会メンバーの共同責任を確認することを含む）	既存法令を改正する指令
	株主の効率的なコミュニケーションと意思決定を可能にするための統一的な法的枠組みの整備（総会への出席、議決権の行使、国境を越えた議決権行使など）	指令
	独立した非常勤で監督機能を担う取締役の役割の強化	法的拘束力のない勧告
	取締役報酬に関する適切な仕組みの形成	法的拘束力のない勧告
	取締役会メンバーが財務諸表に関して共同責任を負うことの EU レベルでの確認	既存法令を改正する指令

■ 資本市場クォーター—2003年夏

	各構成国におけるコーポレート・ガバナンスへの取組みを調整するための欧州コーポレート・ガバナンス・フォーラムの立ち上げ	法令採択でなく欧州委員会が主導
資本の維持	会社法専門家の上級グループ報告書によって補完された会社法に関するSLIMグループの勧告に沿った第二次指令の簡素化	既存法令を改正する指令
企業集団	集団の構造と関係に関する財務、非財務両面にわたる開示の強化	既存法令を改正する指令
リストラクチャリング	国際的な合併に関する第十次指令案	指令
	国境を越えた本社の移転に関する第十四次指令案	指令
欧州閉鎖会社	欧州閉鎖会社制度の実際上の必要性と課題を評価するためのフィージビリティ・スタディー	法令採択でなく研究
EUにおける法的形態	既に提出されている提案の積極的な推進（欧州社団法人、欧州相互会社）	既存の法令案
<b>中期的な課題（2006年～2008年）</b>		
分野	課題の内容	望ましい対応
コーポレート・ガバナンス	機関投資家の投資内容と議決権行使方針に関する開示の強化	指令
	全ての上場会社に二つの取締役会制度（単層構造または二層構造）のいずれかを選択可能に	指令
	取締役会メンバーの責任強化（特別調査権限、不正取引に関する規制、欠格事由）	新たな指令または既存の法令を改正する指令
	少なくとも上場会社に関して株主民主主義を徹底した場合（一株一議決権）の帰結に関する検討	法令採択でなく研究
資本の維持	資本維持の仕組みに対する代替案の検討	法令採択でなく研究
企業集団	集団に関する枠組みルールを策定し、子会社レベルで調整された集団経営方針の採択を可能にする	指令
親子会社（ピラミッド）	更なる調査と専門的知見の収集を踏まえた上で、必要な場合には、ピラミッド形態を濫用するような企業の上場禁止	既存の法令を改正する指令
リストラクチャリング	第三次指令（合併に関する）及び第六次指令（会社分割に関する）の簡素化	既存の法令を改正する指令
欧州閉鎖会社	欧州閉鎖会社の定款に関する提案の可能性（フィージビリティ・スタディーの結果如何による）	法令
EUにおける法的形態	その他のEUレベルでの法的形態創出の必要性の判断（例えば、欧州財団など）	法令採択でなく研究
各国の法的形態に関する透明性	更なる調査を踏まえた上で、有限責任が認められる全ての法人に関する基本的な情報開示ルールの導入	新たな指令または既存の法令を改正する指令
<b>長期的な課題（2009年～）</b>		
分野	課題の内容	望ましい対応
資本の維持	新たな仕組みに関する第二次会社法指令制定の可能性	既存の法令を改正する指令

（出所）「行動計画」の付属文書1より野村総合研究所作成

（大崎 貞和）